

5－1－① 居宅療養管理指導（病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所）

（平成11年 厚生省令第37号）

申請者要件	病院又は診療所の開設者（介護保険法第70条） －保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条）－		
人員基準 （第74条）	区分	職種・資格	員数
	従業者	・医師又は歯科医師	・1名以上
		・薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士	・内容に応じた適当数
	介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の人員に関する基準を満たすことをもって、第74条の基準を満たしているものとみなすことができる。		
設備基準 （第74条）	・病院又は診療所 ・必要な広さ ・必要な設備及び備品等		
	介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、第74条の基準を満たしているものとみなすことができる。		

5－1－② 介護予防居宅療養管理指導（病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所）

（平成18年 厚生省令第35号）

申請者要件	病院又は診療所の開設者（介護保険法第115条の2） －保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条（準用））－		
人員基準 （第115条の4）	区分	職種・資格	員数
	従業者	・医師又は歯科医師	・1名以上
		・薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士	・内容に応じた適当数
	居宅療養管理指導の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の人員に関する基準を満たすことをもって、第115条4の基準を満たしているものとみなすことができる。		
設備基準 （第115条の4）	・病院又は診療所 ・必要な広さ ・必要な設備及び備品等		
居宅療養管理指導の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の設備に関する基準を満たすことをもって、第115条の4基準を満たしているものとみなすことができる。			

5－2－① 居宅療養管理指導（薬局である指定居宅療養管理指導事業所）

（平成11年 厚生省令第37号）

申請者要件	薬局の開設者（介護保険法第70条） －保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条）－		
人員基準 （第74条）	区分	職種・資格	員数
	従業者	・ 薬剤師	・ 1名以上
	介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の人員に関する基準を満たすことをもって、第74条の基準を満たしているものとみなすことができる。		
設備基準 （第74条）	・ 薬局 ・ 必要な広さ ・ 必要な設備及び備品等		
介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、第74条の基準を満たしているものとみなすことができる。			

5－2－② 介護予防居宅療養管理指導（薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所）

（平成18年 厚生省令第35号）

申請者要件	薬局の開設者（介護保険法第115条の2） －保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条（準用））－		
人員基準 （第115条 の4）	区分	職種・資格	員数
	従業者	・ 薬剤師	・ 1名以上
	居宅療養管理指導の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の人員に関する基準を満たすことをもって、第115条4の基準を満たしているものとみなすことができる。		
設備基準 （第115条 の4）	・ 薬局 ・ 必要な広さ ・ 必要な設備及び備品等		
居宅療養管理指導の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の設備に関する基準を満たすことをもって、第115条の4基準を満たしているものとみなすことができる。			